

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和3年5月25日（火）

午前9時

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第49号 山陽小野田市庁舎建設整備基金条例の制定について
(総務)
- 2 議案第50号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(総務)
- 3 議案第51号 山陽小野田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(人事)
- 4 承認第4号 山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- 5 承認第5号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- 6 閉会中の継続調査事項について

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例
山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例 専決処分の概要

令和3年5月 総務部税務課

1 専決処分日 令和3年3月31日

2 専決処分する理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、一部の規定を除き4月1日から施行されるため所要の改正を行うもの。

3 専決処分する主な内容

(1) 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例

ア 固定資産税（土地）の負担調整措置など

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置など、現行の負担調整措置の仕組みを継続。

新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置。

附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、
附則第15条

イ 税負担軽減措置

浸水被害ために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設。国の参酌規定である3分の1とする。

その他法改正による項ズレ。

附則第10条の2（第24項）

ウ 住宅借入金等特別税額控除について一定の場合に適用期限の延長

所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置が講じられ、住宅借入金等特別税額控

除について、一定の期間※に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象に適用期限を令和17年度分の個人の市民税まで延長。

※新築 ⇒ 令和2年10月1日～令和3年9月30日
建売、中古、増改築等 ⇒ 令和2年12月1日～令和3年11月30日
附則第26条

エ 環境性能割の税率区分の見直し、臨時的軽減の延長など

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものが対象。税率の適用区分について、目標年度が到来した燃費基準の達成状況も考慮しながら新たな燃費基準の下で見直し。

種別割について、軽課の特例の見直し。

第81条の4、附則第15条の2、附則第15条の2の2、附則第16条、附則第16条の2

オ その他

給与所得者又は公的年金受給者の扶養親族申告書の電子提出、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止。これは、所得税における見直しと同様に、税務関係書類の電子化推進の観点から、電子提出の要件である税務署長の承認を不要とするもの。

第36条の3の2、第36条の3の3、第53条の8、第59条の9

平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等の規定の創設。

附則第10条の5

(2) 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

ア 都市計画税（土地）の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置など、現行の負担調整措置の仕組みを継続。

附則第7項～12項、16項

イ 税負担軽減措置

法改正による項ズレ。

附則第2項～第5項

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
総務文教常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書に関すること。 ・議会及び行政一般に関すること。 ・文書及び法制に関すること。 ・情報公開及び個人情報保護に関すること。 ・統計調査に関すること。 ・防災及び危機管理に関すること。 ・組織及び職員定数に関すること。 ・職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 ・税の賦課徴収に関すること。 ・債権の調査及び徴収に関すること。 ・消防に関すること。 ・総合計画及び新市建設計画に関すること。 ・重要政策の立案及び調整に関すること。 ・事務管理に関すること。 ・広域行政に関すること。 ・行政改革の推進に関すること。 ・合併に係る調整事項に関すること。 ・総合教育会議に関すること。 ・予算その他財務に関すること。 ・市有財産に関すること。 ・情報処理及び情報化に関すること。 ・シティセールスに関すること。 ・観光に関すること。 ・広報に関すること。 ・入札及び検査に関すること。 ・教育に関すること。 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。 ・選挙事務に関すること。 ・市役所庁舎改修事業に関すること。 ・学校給食に関すること。 	令和3年9月定例会前日まで継続して閉会中調査する。